

第24期第16回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和3年11月10日(水)午前10時から午前10時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 相原和彦、石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、
尾崎賀一、加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、
西貝孝之、半田保之、増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計16名
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 案 (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第1・2号)
(2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第3～7号)
(3) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第8号)
- 6 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(2) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号
(市街化区域内の農地の転用) に基づく届出の受理について
- 7 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第16回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしく申し上げます。

事 務 局 ただいまの出席委員数は16名です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は相原和彦委員と井口哲哉委員にお願いします。
それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号および第2号は一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号および第2号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。
令和3年10月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、申請地などについて説明】

続いて、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。

令和3年10月15日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、申請地などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、田中大代委員お願いします。

田中大代委員 10月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
両議案ともに植木畑で、カイツカやイブキ、ツツジ等が植わって
いました。管理もしっかりしていましたが、境界についても確認しま
した。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願
ひします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明について」です。令和3年10月21日に標記の申請
があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員お願ひします。

尾崎賀一委員 10月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらは果樹を中心とした畑です。クリが約50本、カキが約30本、
ミカンとブルーベリーが数本植わってました。また、古いビニール
ハウスのパイプを、キウイ棚として利用してました。その一部
には、ゴーヤが作付けされた跡がありました。
野菜は、カボチャやナス、ネギ等が栽培されてました。北側の畑

の入り口部分はフェンスに囲われており、肥料や農機具を入れる土間の農具スペースがあります。また、道路に面したところに棚を設置し、販売を行っています。果樹の下草は綺麗に管理されていました。境界についても確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年10月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは尾崎賀一委員お願ひします。

尾 崎 賀 一 委 員 10月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらは、3年前に野菜から果樹畑にした農家で、カキの苗木を60本ほど植えて、管理のために防草シートを敷いています。また、北側と南側にミカンが1本ずつ植わっています。

植えて3年目であるため、それほど取れないそうですが、近所で欲しいという方には予約販売という形で売っています。

境界についても確認しました。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年10月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員お願ひします。

尾崎賀一委員 10月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

こちらはウメが40本植わっている果樹農地です。毎年市場に出荷していましたが、今年はすべて近所の方への予約販売で完売したとのこと。剪定は上手にやっておられ、下草も綺麗に管理されました。境界についても確認しました。

よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年10月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加藤和雄委員 10月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

西側の畑にウメが24本植わっており、その南側にはサトイモやネギが作付けされていました。北側にはユズが2本とレモンの苗木が2本ありました。

東側の畑は、綺麗に耕運してありました。

ウメは毎年決まった方に販売しているそうです。

境界についても確認しました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年10月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、加藤和雄委員をお願いします。

加藤和雄委員 10月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。北側に稲荷神社が、南側に直売所が設置されており、納税猶予の対象から外れています。カリフラワーやハクサイ、エダマメ等の夏の野菜がまだ作ってありました。販売はスーパーとJA直売所、自販機とのことです。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明

について」です。令和3年10月8日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、篠田政巳委員お願いします。

篠田政巳委員 10月25日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

(1)と(2)の畑の西側は、植木が煩雑になっていましたので、整理するように言ってきました。その他はダイコンやブロッコリー、キャベツ等が植わっておりました。

(3)の畑には、サトイモやネギ、ナス等が植わっておりました。東側の植木が煩雑に茂っていたため、整理するようにお願いしました。ほとんどが自家消費であり、畑は申請者含めて親戚3軒と管理をしているそうです。境界に関しては、不明なところがありましたので、境界の明示をするように伝えてきました。

よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に、18ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。

【物件地番・地積、所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

次に22ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和3年10月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

西 貝 孝 之 会 長 | 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第16回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人